

京都市深草墓園条例の一部を改正する条例（平成21年3月26日京都市条例第63号）（保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課）

京都市深草墓園の納骨料の適正化を図るため、次のとおり改定することとしました。

区 分	納 骨 料（1体につき）	
	現 行	改 正 後
短期納骨※	2,200 円	3,000 円
永年納骨	4,400	6,000

※3年ごとに更新

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

京都市深草墓園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市条例第63号

京都市深草墓園条例の一部を改正する条例

京都市深草墓園条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「額の」を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 市長は、特別の理由があると認めるときは、納骨料を減額し、又は免除することができる。

別表金額（1体につき）の欄を次のように改める。

納 骨 料（1体につき）	
3,000	円
6,000	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る納骨料については、なお従前の例による。

（保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課）